



保安規定第10編（バックエンド研究施設の管理） に係る変更について

令和5年10月26日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所 臨界ホット試験技術部

【変更の概要】

【変更に至る背景と概要】

バックエンド研究施設（BECKY）は、プルトニウム、濃縮ウラン、使用済燃料等の核燃料物質をセル、グローブボックス、フード等において取り扱う研究施設である。

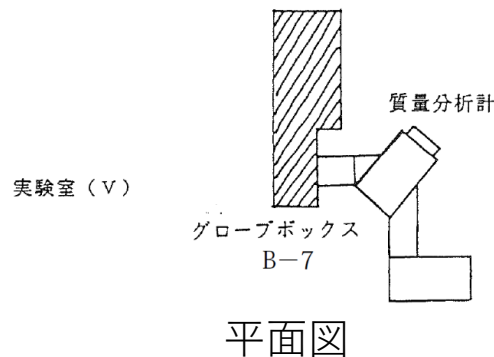
一部設備について使用の目的を終了したため、設備の解体撤去を予定しており、令和4年11月30日に変更許可申請（令04原機(科保)114）した事項について、保安規定に反映させる。また、上記変更に合わせて保守管理に係る分任施設管理者への通知プロセスを変更する。

【主な変更内容】

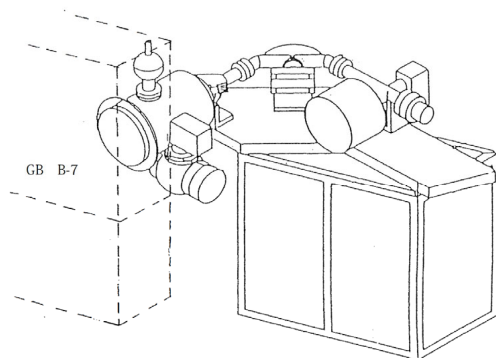
- ① **グローブボックスB-7の廃止**
- ② 上記に伴うフードH-19及びH-20の最大取扱量変更
- ③ 分任施設管理者への通知プロセスの変更

【変更内容① グローブボックスB-7の廃止】

①グローブボックスB-7の廃止



平面図



質量分析計外形図

○グローブボックスB-7

グローブボックスB-7は、質量分析計の試料導入部を設置することを目的として、平成7年にバックエンド研究施設実験棟Bの実験室(V)に設置したものである。現在は、質量分析計の試料導入部としての役割は終了し、原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定における負圧維持値の保持が行われている。



「別表第1-3 最大取扱量 グローブボックス (2/6)」から、グローブボックスB-7に関する記載の削除

【変更内容② フードH-19及びH-20の最大取扱量変更】

②フードH-19及びH-20の最大取扱量変更

別表第1-10 最大取扱量 フード (3/3)

| 使用場所 | P u (g) | U (g) | ²³³ U (g) | T h (g) | 使用済燃料 (Bq) | 備 考 |
|---------------------|---------|--------------------|----------------------|---------|----------------------|--------|
| H-19 | — | 20 (天然) | — | 10 | 3.7×10^{15} | 実験室(V) |
| | | 20 (劣化) | | | | |
| | | 20 (5%未満) | | | | |
| | | 20 (5%以上 20%未満) | | | | |
| | | 10 (20%以上 46%未満) | | | | |
| | | 10 (46%以上 93.3%未満) | | | | |
| H-20 | — | 20 (天然) | — | 10 | 3.7×10^{15} | 実験室(V) |
| | | 20 (劣化) | | | | |
| | | 20 (5%未満) | | | | |
| | | 20 (5%以上 20%未満) | | | | |
| | | 10 (20%以上 46%未満) | | | | |
| | | 10 (46%以上 93.3%未満) | | | | |
| 0.1 (93.3%以上 98%以下) | | | | | | |



別表第1-10 最大取扱量 フード (3/3)

| 使用場所 | P u (g) | U (g) | ²³³ U (g) | T h (g) | 使用済燃料 (Bq) | 備 考 |
|---------------------|---------|-------------------|----------------------|---------|----------------------|--------|
| H-19 | — | 5 (天然) | — | 1 | 3.7×10^{14} | 実験室(V) |
| | | 5 (劣化) | | | | |
| | | 5 (5%未満) | | | | |
| | | 8 (5%以上 20%未満) | | | | |
| | | 1 (20%以上 46%未満) | | | | |
| | | 1 (46%以上 93.3%未満) | | | | |
| H-20 | — | 5 (天然) | — | 1 | 3.7×10^{14} | 実験室(V) |
| | | 5 (劣化) | | | | |
| | | 5 (5%未満) | | | | |
| | | 8 (5%以上 20%未満) | | | | |
| | | 1 (20%以上 46%未満) | | | | |
| | | 1 (46%以上 93.3%未満) | | | | |
| 0.1 (93.3%以上 98%以下) | | | | | | |

グローブボックスB-7解体撤去に伴い、同じ実験室 (V) に設置されている
 フードH-19及びH-20の最大取扱量を変更する。

【変更内容③ 分任施設管理者への通知プロセスの変更】

③分任施設管理者への通知プロセスの変更

⇒第12条及び第13条の2について、通知に関する記載を適正化

旧：原子力施設検査室長から、分任施設管理者へ通知する。

新：BECKY技術課長から、分任施設管理者へ通知する。

【変更案抜粋】※変更箇所下線

- 3 原子力施設検査室長は、第1項の同意を得たときは、当該使用前事業者検査に関係ある課長等~~及び分任施設管理者~~に通知しなければならない。
- 4 当該使用前事業者検査に関係ある課長等は、前項の通知を受けたときは、それぞれ使用前事業者検査に関係ある部長に報告するとともに、BECKY技術課長は当該使用前事業者検査に関係ある分任施設管理者に通知しなければならない。

【第10編】 変更に係る確認事項

【許可との整合】

本変更内容は、令和4年11月30日に変更許可申請（令04原機(科保)114）した事項の保安規定への反映であり、許可に整合している。

【保安規定審査基準との整合】

本変更内容は、使用規則第2条の12第1項第5号「使用施設等の操作」及び第1項第15号「使用施設等の施設管理」として反映しており、保安規定審査基準に整合している。

【保安規定に規定すべき事項との整合】

本変更内容は、保安規定に規定すべき事項として、使用施設等の操作に関する事項及び施設管理に関する事項を記載しており、保安規定に規定すべき事項に整合している。